

輸出等許可を適用して輸出等を行う場合の手続き及び運営について
(個別許可申請・包括許可適用に関する手続き及び運営)

1. 目的

このマニュアルは、「安全保障輸出管理規程」第13条に基づき、輸出等許可を適用して輸出等を行う場合の手続き及び運営について定める。

2. 定義

(1)「輸出等許可」とは、個別許可、一般包括許可をいう。

(2)「個別許可」とは、個別の輸出許可、個別の役務取引許可をいう。

(3)「一般包括許可」とは、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可、一般包括役務取引許可をいう。

注)「一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可証」は、貨物の輸出に際し適用される。技術(プログラム)のみを適用する場合は、一般包括役務取引許可を適用する。

3. 適用

以下の各許可の申請・運営に関して適用する。

(1)個別の輸出許可、個別の役務取引許可

(2)一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可、一般包括役務取引許可

4. 申請部門

(1)個別許可の申請(部門)

個別許可は輸出等を行う教職員(所属する部局)が申請する。電子許可申請システム(NACSS 貿易管理サブシステム)を利用して電子申請する場合(以下電子許可申請という)は、輸出管理事務局が窓口となり申請を行う。

(2)一般包括許可申請部門

一般包括許可は輸出管理事務局が申請する。

5. 申請者

申請者は、総長とする。

注)いずれの許可も、総長名により申請する。

6. 申請書類

申請部門は、各許可に必要な申請書類を作成する。

注)申請書類については、許可証の種別、該当項番、仕向地等により異なっている。取引内容に対応する申請様式を、経済産業省安全保障貿易管理ホームページ

(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>)から申請者が入手する。

7. 誓約書

申請部門は、誓約書を経済産業省に提出する場合、誓約書の内容を理解し遵守しなければならない。

8. 輸出管理審査部門による確認

申請部門は、申請を行う前に、申請書類に関する輸出管理審査部門の確認を受ける。

9. 個別許可取得の通知・報告

(1) 電子許可申請により許可を取得した場合は、輸出管理事務局より申請部門に通知する。

(2) 電子許可申請を使用せず許可を取得した場合は、申請部門より輸出管理事務局にその旨報告する。

10. 個別許可取得後の管理

(1) 個別許可の取得部門は、許可内容、付帯条件、誓約書内容等を遵守するために必要な処置を講じる。

(2) 輸出管理統括責任者は、特に厳格な管理が必要と判断する貨物又は技術について、特別管理品に指定し管理方法を指導するとともに継続的に監視する。

注) 特別管理品の指定等については、「輸出管理マニュアル 13-2」による。

11. 個別許可証の管理

(1) 輸出教職員は、電子許可申請を使用せず取得した個別許可証(原本)については、輸出等が完了後、速やかに輸出管理事務局に提出しなければならない。

(2) 輸出管理事務局は、輸出教職員より提出された個別許可証(原本)を保存・管理する。なお、電子許可申請により取得した場合は、個別許可証の写しをプリントアウトして管理する。

(3) 輸出管理事務局は、個別許可証に条件(積戻し履行報告などを含む)が付いている場合は、必要に応じ、当該条件履行の指導を行う。

注) 電子許可申請により取得した場合の個別許可証は、電子システム内に保管され、税関は電子許可申請システムにアクセスして許可内容等を確認する。このため、通関手続きに際してプリントアウトした個別許可証を添付する必要はない。

12. 一般包括許可証の管理

一般包括許可証の管理は、輸出管理事務局が行う。

13. 個別許可証及び包括許可証の変更・更新手続き

(1) 個別許可証の内容に変更が生じた場合は、申請部門が 4(1)の申請手続きに準じて変更手続きを行う。

(2) 一般包括許可の変更及び更新は、輸出管理事務局が行う。なお、更新を行う場合は、現行の許可の有効期限内に更新が完了するように、余裕ある日程で更新手続きを行う。

14. 個別許可の申請

(1) 個別許可の申請は、原則として電子許可申請により行う。

(2) 電子許可申請による手続きの詳細については「輸出管理マニュアル 13-3」による。

(3) 電子許可申請を使用しない場合(窓口提出又は郵送提出)は、6.の申請書類を作成し、輸出管理審査部門の確認を受けたのち、申請部門が直接経済省の窓口へ提出又は郵送する。

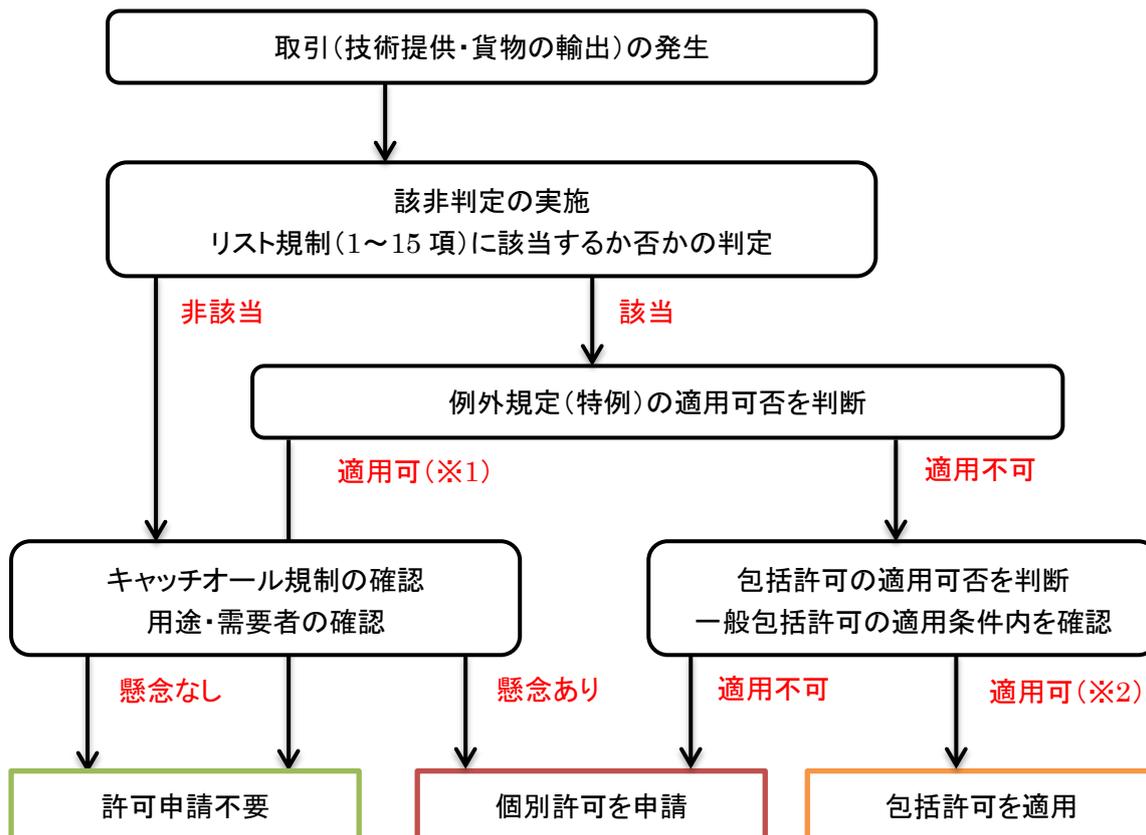
15. 一般包括許可の適用

一般包括許可を適用する場合の手続きの詳細については「輸出管理マニュアル 13-4」による。

(参考)許可要否及び適用される許可の判断については、付図1の流れによる。

以上

付図1 許可申請に関する手続きフロー(参考)



(※1)・・・例外規定が適用可の場合も、用途・需要者の確認が必要となる。(特例が使えない場合あり)

(※2)・・・一般包括許可の適用可否判断は、「貨物及び技術包括許可マトリックス」を利用する。

(貨物及び技術包括許可マトリックスは以下の経産省安全保障貿易管理課の URL 掲載)

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply13.html>